

内閣参質一八〇第一三一號

平成二十四年六月十二日

内閣總理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員佐藤正久君提出原子力発電所等近傍の自衛隊施設の防護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出原子力発電所等近傍の自衛隊施設の防護に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「原発防災重点区域を原発の半径三十キロメートル圏に拡大する」方針を決定した事実はない。

なお、内閣府原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会が平成二十四年三月二十二日に同委員会に報告した「「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について（中間とりまとめ）」においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓及び国際的な考え方を踏まえ、今後、各地域において原子力発電所に係る「防災対策を重点的に充実すべき地域」を設けるための当面の目安として、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）については原子力発電所からおおむね三十キロメートルの区域、緊急防護措置を準備する区域（U P Z）については原子力発電所からおおむね五キロメートルの区域と提示するなどしているところ、これらについては、今後、政府において所要の手続を行つた後、関係地方公共団体において地域防災計画を修正することにより具体化されることを予定している。

二について

自衛隊の施設の放射線防護対策等については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を

踏まえ、当該施設に所在する部隊の活動内容も勘案しつつ、引き続き検討してまいりたい。

三について

自衛隊の施設の周辺に所在する原子力発電所に事故が発生した場合における部隊の対応の在り方については、隊員等の安全確保のための措置を含め、引き続き検討してまいりたい。